甲又は乙は，次の各号に定める事項を行う場合，事前に書面をもって相手方に通知しなければならない。

一　合併，会社分割，株式交換，株式移転等の組織に関する重大な変更

二　事業の全部又は一部の譲渡

三　株主を全議決権の3分の1を超えて変動させる等，支配権に実質的な変動を生じさせる行為

四　本店所在地，商号，代表者等の変更